

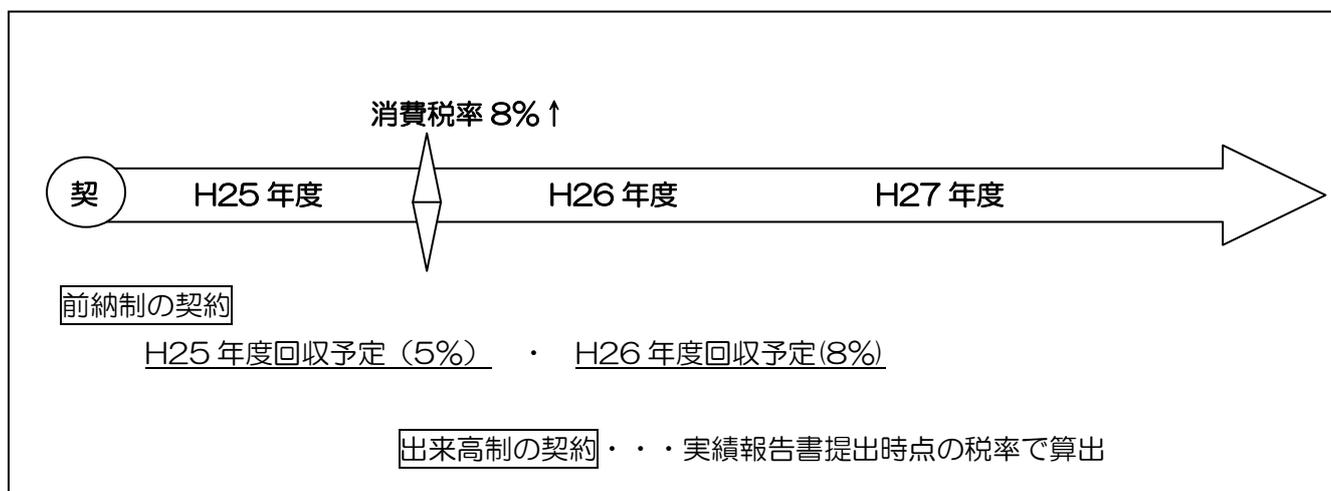
受託研究に関わる経費の消費税率の適用について

平成26年4月からの消費税法改正に伴い、新規受託研究の経費は新税率での適用とし、既に契約中の受託研究に関わる経費の消費税率の適用については、以下の通りとします。

1. 税法改正前に請求が行われる事項に関しては、手続きが完了しているものとし、特段の対応（消費税率の差分の請求等）は行わないものとする。
 - 平成26年度以降に研究（調査等）が継続される場合であっても、平成25年度までに実施（調査票）分を一括で請求している場合は、手続きが完了しているものとする。
2. 税法改正後に請求が行われる場合であっても、請求対象が改正前に発生していた事象については、変更前の消費税率で請求金額を算定するものとする。

（年度途中で消費税率の変更があった場合も同様の考え方とする。）

 - 前納制の受託研究の場合（平成25年度までに契約の研究課題）
 - 平成25年度までに回収予定の調査票等（請求対象）の費用を、平成26年度に入ってから請求する場合は、消費税率は5%として請求金額を算出する。
 - 平成26年度以降に新たに回収予定の調査票等（請求対象）の費用は、消費税率は8%として請求金額を算出する。
 - 出来高制の受託研究の場合（平成26年度新規契約課題より）
 - 消費税率は、実績報告書提出時点での税率で請求金額を算出する。



- 先に掲げる事項について、異なった対応及び補足を行う場合、並びに別途覚書が必要な場合は、契約書の覚書を作成するものとする。